



お子様の健やかな成長を願い、大潟村では様々な子育て支援を行っています。

子どもが生まれたら・・・

出生届出 → 住民生活課戸籍窓口へ

届出期間：生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)

届出に必要なもの：出生証明書、母子手帳、印鑑

担当：住民生活課

電話 45-2114

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方に、出産育児一時金が支給されます。

支給額：420,000円

(産科医療補償制度未加入機関で出産した場合は404,000円)

※直接医療機関へ支払います。出産費用が支給額未満の場合は、差額を支給します。

※その他、ご加入の医療保険から支給されます。

福祉医療制度

病気やけがで医療機関にかかるときの自己負担を、県と村が全額助成します。

・すべての子ども(中学校修了まで)が対象です。

※ひとり親家庭は18歳到達年度末まで

チャイルドシート購入費補助事業

6歳未満の乳幼児のためにチャイルドシートを購入した方に半額を補助します。

補助上限額：2万円

※ただし、子ども及び保護者が村に住所を有していること、両者が同一世帯に属している場合のみ

＜申請に必要な物＞領収書か買った物を証明できる書類、チャイルドシートの保証書、印鑑、申請者の口座番号

児童手当(特例給付)

中学校修了前のお子様を養育している方に児童手当(特例給付)が支給されます。申請にもとづいて支給されますので、お子様の誕生や転入・転出の際には、忘れずに手続きして下さい。

児童手当【所得制限限度額未満の方】

★3歳未満(一律) 15,000円

★3歳～小学校卒業まで

(第1、2子) 10,000円

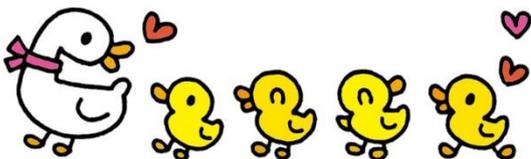
(第3子以上) 15,000円

★中学生(一律) 10,000円

特例給付【所得制限限度額以上の方】

★一律 5,000円 (児童一人あたり)

※所得制限限度額など、詳細は担当までお問い合わせください。





担当：教育委員会 電話 45-3240
こども園 電話 45-2345
(子育て支援センター)

こども園

対象：生後6ヶ月～5歳児

1号 3～5歳の子ども

2号 3～5歳の保育を必要とする子ども※

3号 0～2歳の保育を必要とする子ども※

※2号・3号は『保育を必要とする事由』に該当することが要件（就労、妊娠、出産等）

一時預かり保育

対象：生後6ヶ月～小学校就学の始期に達するまでの児童

時間：平日 8:30～18:30（原則8時間以内）

土曜日 8:30～18:30

限度日数：1人につき月14日まで

料金：1日2,000円 半日1,000円

※一時預かり保育無料利用券が使用できます。

※村外居住の者で保護者の里帰り出産または、保護者が村内に居住する親族の介護のため村内に在住している方も利用できます。

季節保育

農繁期である5月と稲刈り時期、それぞれ1ヶ月間は土曜日も一日保育を行います。

時間：月曜日～土曜日（祝日は除く）

7:30～18:30

対象：1号認定子ども

（普段土曜お休みの子ども）

在宅子育て支援事業

（チャイルドサポート事業）

生後6ヶ月～2歳の未就学園児がいるご家庭へ、1人につき年間24日分の一時預かり保育無料利用券を配布します。

在宅子育て応援商品券

こども園に通っていない、入園前の子どもを自宅で養育する保護者の方に、該当の子ども1人あたり月額10,000円の商品券を支給し、在宅での育児を応援します。

子育て支援センター

親子の交流の場として、こども園の一室を開放しています。子育て相談や楽しいイベントも実施しています。



保健センター「渦っ子広場」

遊びの場や保護者同士の交流、情報交換の場として毎月行事を開催しています。

担当：保健センター
電話 45-2613

